

社会福祉法人若水会
役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人若水会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第十五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員会とは定款第六条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 非常勤の役員 報酬（退職慰労金を含む）
- (2) 評議員 報酬
- (3) 評議員選任・解任委員 報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間160万円以内とする。
- 5 この法人の非常勤役員の退職慰労金は、別表2に定める額とする。

- 6 役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。ただし、月300,000円を上限とする。
- 7 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り捨てる。

(費用弁償)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 役員及び評議員等には、業務により出張する時は、別表4に定める額を支給することができる。

(支給の方法)

- 第6条 役員及び評議員等の報酬及び費用は、毎月20日締めで算出し、同月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(支給の形態)

- 第7条 報酬等及び費用は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は令和2年3月16日から施行する。
令和4年3月24日改定